

10 安全・安心な都市づくりの整備方針

安全・安心な都市づくりに関する基本的な考え方及び整備方針について以下に示します。

(1) 基本的な考え方

①災害に強い都市づくりの推進

幹線道路の整備や防災拠点の機能強化、建物の耐震・不燃化の促進などにより、災害に強い都市を形成し、市民が安全で安心して暮らせる生活環境の創出を図ります。

②市民と協働で進める安全・安心で快適な環境づくり

災害発生時は、地域コミュニティーやボランティアの果たす役割が大きく、また、近年、市民の防犯に対する意識は特に高まっていることから、行政や学校関係者、警察、市民が一体となって、より安全・安心で快適な環境づくりに努めます。

(2) 整備方針

区 分	整 備 方 針
災害に強い都市づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点などへの防災備蓄庫の整備やライフライン施設等の耐震性の確保により、防災機能の向上を図ります。 ・ 災害発生時の一次避難地、広域避難地への安全な避難誘導を図るために、幹線道路の整備を促進し、各地域の拠点や防災拠点間を結ぶ防災ネットワークの構築を図ります。また、街路樹の整備や電線類の地中化など幹線道路の延焼防止機能の充実を図ります。 ・ 市街地における防災性の向上を図るため、準防火地域や建築基準法第22条の区域指定などにより、建築物の不燃化を進めるとともに、耐震化を促進します。 ・ 十分な道路幅員の確保、身近な避難場所となる公園やポケットパークなどの公共空地の整備など計画的な市街地環境の改善により防災性の向上に努めます。 ・ 台風や集中豪雨による市街地の浸水災害を防止するため、奈良井川などの河川改修を促進するとともに、学校のグラウンドや公共施設を利用した雨水貯留浸透施設の導入や透水性舗装による道路整備を進めます。 ・ 地震や豪雨時などの土砂流出や崩落を防止するために、森林の保全に努めるとともに、急傾斜崩壊対策や砂防事業を推進します。
地域の連携による防災・防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設や公園などの公共的空間は、防犯灯や街路灯の設置、周辺からの見通しの確保など、地域との連携を図りながら、安心して暮らせる快適な環境づくりを進めます。